

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針:耐震重要度分類)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別 目録番号	図書名称	該当頁					
1	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.25,26等	「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、「関連配管」など異なる耐震クラスで同一の名称を記載している場合には、それぞれの耐震クラスが適用される範囲を明確にすること。	2022/5/13	表2-2では、申請設備の耐震重要度分類を整理して示すことを目的として、系統単位で関連配管を記載しています。配管系の耐震重要度分類の詳細な範囲は主要設備リストによりお示していることから、表2-2は現状のままとさせていただきます。	-	
2	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.23	「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、主蒸気隔離弁漏えい制御系など今撤去する設備についても記すこと。	2022/5/13	主蒸気隔離弁漏えい制御系の除却に伴い、表2-2の凡例に「×印は撤去する設備」を追記し、表内の該当箇所へ「主蒸気隔離弁漏えい制御系」を撤却することを追記しました。	NS2-添2-001-04「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.23,27	
3	2021/11/10	NS2-添2-001-04(比)	比較表(VI-2-1-4)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)	P.7	設計基準対象施設、設計基準対象施設を兼ねる重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)の関係性について、図式化する等により簡潔に説明すること。	2022/5/13	設計基準対象施設、重大事故等対処設備および、重大事故等対処設備(設計基準拡張設備)の関係性について、補足説明資料(NS2-補-023-15)のとおり整理しました。	NS2-補-023-15「重大事故等対処設備の分類及び耐震設計の概要」	
4	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.54等	「表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類施設」について、*1が付されている設備の波及的影響評価の考え方(間接支持構造物への波及的影響評価を実施する)に対する、*1が付されていない設備の波及的影響評価の考え方を説明すること。	2022/5/13	表4-1の波及的影響を考慮すべき設備に対する注記*1について、*1は間接支持構造物のみへ波及的影響があるものを指していることを明確にしました。	NS2-添2-001-04「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.52,83	
5	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.86	サイフォンブレイク配管について、重大事故等対処施設だけではなく設計基準対象施設のSクラス設備にも分類されることを明確にすること。	2022/5/13	サイフォンブレイク配管は、技術基準に関する規則第69条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)に基づく重大事故等対処施設であり、設計基準対象施設に該当しません。	-	
6	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	-	非常用取水設備や230V系充電器(常用)等について、重大事故等対処施設としての設備分類が、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)ではなく、設計基準対象施設を兼ねる常設重大事故緩和設備に分類される理由を説明すること。	2022/5/13	重大事故等対処設備(設計基準拡張)又は重大事故緩和設備(設計基準拡張)は、設置許可基準規則の各逐条要求に対するSA設備ではなく、有効性評価において機能を期待する設計基準対象施設という整理です。例えば、230V系充電器(常用)については、設置許可基準規則57条の要求に基づき、可搬型直流電源設備として使用する重大事故等対処設備として整理しているため、重大事故等対処設備(設計基準拡張)には該当していません。	-	
7	2021/11/10	NS2-添2-001-04(比)	比較表(VI-2-1-4)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)	P.5	車両型の間接支持構造物はどのようなものであるか及びその有無を明確にすること。	2022/5/13	先行プラントでは常設の重大事故等対処施設として車両型のガスタービン発電設備がありますが、島根2号機には該当設備がありません。	-	
8	2023/2/22	NS2-他-103改01	その他	島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針:耐震重要度分類)	P.3,4他	各資料の変更箇所及び理由について分類し、説明すること。	2023/3/22	2022年5月のヒアリング資料からの変更箇所が分かるように比較表を作成し、NS2-他-342のとおり整理しました。	NS2-他-342「重要度分類表の変更点について」	
9	2023/2/22	NS2-添2-001-04改02、NS2-補-023-03改05	補足説明資料	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針 下位クラス施設の波及的影響の検討について	P.22,158	TSW放水ラインの重要度分類他について、整理して説明すること。	2023/3/22	屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)及びタービン建物に設置されているタービン補機海水系他放水ラインについて、補足説明資料(NS2-補-027-10-108)のとおり耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分を整理し明確になるよう図示しました。	NS2-補-027-10-108「タービン補機海水系他放水ラインの重要度分類の整理について」	
10	2023/2/22	NS2-添2-001-04改02	補足説明資料	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.35	主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管トンネル温度高)について、S,Cクラス機器の違いを説明すること。	2023/3/22	「主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管トンネル温度高)」のうちSクラス機器は原子炉建物に設置してあるものであり、Cクラス機器はタービン建物に設置してある機器となります。また、Sクラス、Cクラス機器の違いが分かるように注記*4で機器番号を追記しました。	NS2-添2-001-04改03「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.35,59	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(耐震基本方針:耐震重要度分類)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
No.1～120については、NS2-他-103改06にて整理済みのため省略。						
121	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.2～9	表1について、変更箇所が増えたためページ番号を適正化しました。	2023/6/14	
122	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.3	非常用ガス処理系(排気筒(非常用ガス処理系用)含む)について、以下のとおり設備名を適正化しました。(下線部参照) (旧)非常用ガス処理系(非常用ガス処理系用排気筒含む) (新)非常用ガス処理系(排気筒(非常用ガス処理系)含む)	2023/6/14	
123	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.4	変更点として記載していた「3号機放水路」について、波及的影響を踏まえて、上位クラス施設である防波壁の評価を実施することから、波及的影響を考慮すべき施設から削除ことに伴い、変更点からも削除しました。	2023/6/14	
124	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.4～7	「3号機放水路」を削除したことに伴い、㉔以降の番号を適正化しました。	2023/6/14	
125	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.5	注記*8:非常用電源の燃料油系を支持する構造物について、変更点を示すため記載を拡充させ、変更理由を「工事計画認可申請名称への変更及び記載の拡充(今回工事計画認可段階で非常用電源の燃料油系を支持する構造物を具体的に記載)」と適正化しました。	2023/6/14	
126	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.5	今回工認の注記*9について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)*9: 童巻防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア童巻防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア童巻防護対策設備、燃料移送ポンプエリア童巻防護対策設備及び建物開口部童巻防護対策設備をいう。なお、建物開口部童巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。 (新)*9: 防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備及びディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備をいう。	2023/6/14	
127	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.6	今回工認の注記*10について、以下のとおり波及的影響を考慮すべき施設の記載を拡充させました。(下線部参照) (旧)*10: 燃料プール冷却ポンプ室冷却機、原子炉浄化系補助熱交換器、タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、タービン補機冷却系熱交換器、グラント蒸気排ガスフィルタ、消火系配管、2号機南側切取斜面及び2号機西側切取斜面が含まれる。 (新)*10: 燃料プール冷却ポンプ室冷却機、原子炉浄化系補助熱交換器、タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、グラント蒸気排ガスフィルタ、消火系配管、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、ディーゼル燃料貯蔵タンク室及び循環水ポンプ過防止板が含まれる。	2023/6/14	
128	NS2-補-023-08改01	設置基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点	P.6	今回工認の注記*11について、以下のとおり波及的影響を考慮すべき施設の記載を拡充させました。(下線部参照) (旧)*11: タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、消火系配管、タービン補機冷却系熱交換器、タービン補機海水ストレーナ、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、2号機放水路、3号機放水路、1号機取水管、施設護岸、防波壁(東端部)周辺斜面及び防波壁(西端部)周辺斜面が含まれる。 (新)*11: タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、消火系配管、タービン補機冷却系熱交換器、タービン補機海水ストレーナ、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、防波壁(東端部)周辺斜面、防波壁(西端部)周辺斜面及びディーゼル燃料貯蔵タンク室が含まれる。	2023/6/14	

